

契 約 書

事業所：居宅支援介護事業所 エルハート

様（以下、「利用者様」といいます）と指定居宅介護支援事業所 エルハート（以下、「事業所」といいます）は、事業所が利用者様に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業所は、利用者様の委託を受けて、利用者様に対し介護保険法令の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- （ 1 ） この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- （ 2 ） 契約満了日までに、利用者様から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅サービス計画作成の支援）

事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者様の居宅を訪問し、利用者様及び御家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者様及びその御家族に提供し、利用者様にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者様及びその御家族に説明し、利用者様から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第4条（経過観察・再評価）

事業所は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者様及びその御家族と毎月連絡を取り経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第5条（施設入所への支援）

事業所は、利用者様が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者様に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第6条（居宅サービス計画の変更）

利用者様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は利用者様と事業所の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第7条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業所は、利用者様が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者様を援助します。

利用者様が希望される場合は、要介護認定等の申請を代わって行います。

第8条（給付管理）

事業所は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（料金）

事業所が提供する居宅介護支援に対する料金規程は〔契約書別紙〕のとおりです。

制度、単価改定等により契約に変更が生じた場合、契約書別紙にて利用者様・御家族に説明し、同意を頂き署名捺印を頂きます。また、契約書別紙のみ差し替えで変更ができるものとします。

第10条（契約の終了）

- （ 1 ）利用者様は、事業所に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。希望する場合は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者様に提供します。
- （ 2 ）次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者様が死亡した場合
 - ③ 利用者様の要介護認定区分が要支援1・2及び非該当(自立)と認定された場合
 - ④ 入院期間が2か月を超え、退院する見込みのない場合
- （ 3 ）医療情報提供や定期訪問（月に一度のモニタリング訪問）の拒否など、介護保険法の定める介護支援専門員の業務が遂行できない場合は、契約を終了させて頂く場合があります。
- （ 4 ）利用者様又はその御家族が、故意又は重大な過失により事業所もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用を傷つけ、又は著しい背信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせ

た場合において契約を終了させて頂くことがあります。

第11条（秘密保持）

- （1）事業所、介護支援専門員および事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びその御家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- （2）事業所は、利用者様及び御家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様及び御家族の個人情報を用いませぬ。

第12条（賠償責任）

事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第13条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者様やその御家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（サービス提供の記録）

- （1）事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- （2）利用者様は、事業所の営業時間内にその事業所にて、利用者様に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第15条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス等に関する利用者様の要望、苦情等に対し、迅速にかつ誠実に対応します。

第16条（善管注意義務）

事業所は、利用者様より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- （1）利用者様と事業所は信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- （2）本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条(裁判管轄)

利用者様と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者様の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者様、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者 : 株式会社 エルハート
代表取締役 : 山田 伸子
所在地 : 東京都調布市布田 4-3-18
グランクルール 3 階
事業所名 : 居宅介護支援事業所 エルハート
管理者 : 介護支援専門員 原 久美子

説明者 氏名

【利用者】

住 所

氏 名

【家族または代理人】(続柄)

住 所

氏 名